

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付要綱

平成 29 年 9 月 28 日 まちづくり政策局都市計画担当局長決裁

最新改正 令和元年 7 月 19 日

札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規定（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第 1 条 この要綱は、ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者等に対し、補助金を交付することにより、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）を営業者をいう。
- (2) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシーをいう。

（補助対象車両）

第 3 条 この要綱による補助金の交付対象となるユニバーサルデザインタクシー（以下「補助対象車両」という。）は、次の要件を満たすものとする。ただし、中古のものを除く。

- (1) 電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車で、自動車検査証にハイブリッド自動車であることが記載されている車両
- (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両

（補助対象事業者）

第 4 条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象車両を購入するタクシー事業者（割賦販売（売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売することをいう。）等により補助対象車両を購入する場合にあっては、当該補助対象車両の使用となるタクシー事業者）
- (2) タクシー事業者と当該補助対象車両に係るリース契約（事業用自動車の貸主が、当該自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該自動車を使用収益する権利を与え、借主は当該自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。）を締結したリース事業者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、タクシー事業者が当該運送事業を行う上で使用する補助対象車両本体の購入費とする。ただし、補助対象事業の実施に要する経費にかかる消費税及び地方消費税のうち、仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額)

第6条 車両1台当たりの補助金の限度額は、30万円とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式1）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表の1に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請書の内容その他必要な事項を審査し、補助の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の補助金の決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の期限までに受理した申請に係る補助金の交付額の合計が、市の予算の範囲を超える場合の補助金交付対象車両の決定方法は、市長が別に定めるものとする。

4 市長は、補助金の交付を決定したときは、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次に定めるところによる。

(1) タクシー事業者が、申請時に、以下のいずれかを満たす乗務員を、補助対象車両1台につき2名以上（1人1車制個人タクシーの場合は当該乗務員1名）配置できること。

ア 「ユニバーサルドライバー研修」の修了者

イ 「ケア輸送サービス従事者研修」又は「福祉タクシー乗務員研修」の修了者

ウ 介護福祉士、訪問介護員、サービス介助士のいずれかの資格を有している者

(2) タクシー事業者が、申請時に、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施していること。ただし、申請年度より前に補助金を受けていないタクシー事業者を除く。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

(5) 補助対象車両について本市の他の補助金の交付を受けていないこと。

(申請の取り下げ)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第 8 条第 4 項の規定による通知を受理した日から 20 日以内とし、取り下げの申請をしようとするものは、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付申請取下届出書(様式 3)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の計画変更)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容又は補助対象経費について変更しようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインタクシー導入事業変更承認申請書(様式 4)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかにユニバーサルデザインタクシー導入事業中止承認申請書(様式 5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにユニバーサルデザインタクシー導入事業遅延(不能)報告書(様式 6)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業を完了した日(補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。)から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、ユニバーサルデザインタクシー導入事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)(様式 7)を市長に提出しなければならない。ただし、第 8 条第 4 項の規定による通知受理時に補助事業が完了している場合は、通知を受理した日から 20 日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条に規定する実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ユニバーサルデザインタクシー導入補助金額確定通知書(様式 8)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 16 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかにユニバーサルデザインタクシー導入補助金交付請求書(様式 9)を市長に提出し、補助金の交付請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(返還命令)

第 17 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の場合において、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、当該補助金を受けて導入したユニバーサルデザインタクシー（以下「補助金により取得した財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して3年間、市長の承認を受けずに、前項の補助金により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、廃棄、貸付け又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過しない間に、第1項の補助金により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインタクシー処分承認申請書（様式 10）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿の保存)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、まちづくり政策局総合交通計画部公共交通担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。
- 2 平成 29 年度の補助金交付の条件については、第 9 条第 1 号中、「申請する会計年度内」とあるのは「平成 30 年度末まで」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 19 日から施行する。